

令和元年6月定例会 総務委員会（事前）

令和元年6月14日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第2号 平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第8号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

根本警察本部長

私からは、現下の治安情勢と主要施策の推進状況について、御報告いたします。

先日、岡田委員長、福山副委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、県内視察として運転免許センター及び交通機動隊を御視察いただき、高齢ドライバーの安全対策や免許センターの運用等について、貴重な御意見を賜ったところでございます。県警察といたしましては、賜りました御意見を踏まえまして、今後の警察行政に反映させるよう努力してまいります。

それでは、主要施策の推進状況について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止でございます。

本年5月末現在、刑法犯認知件数は1,246件と、昨年同期に比べほぼ同数の状況にあり、下げ止まり若しくは底を打つ状況がうかがえ、今後注意を要するものと認識しております。

他県におきましては、通学中の児童が被害に遭う痛ましい事件や悲惨な交通事故が発生し、大きな社会問題となっております。県内におきましても、5月末現在、児童や生徒に対する声掛けや付きまといなどの不審者情報は189件、歩行中や自転車乗車中の児童が被害に遭う交通事故につきましても13件発生しております。通学路等における子供の安全確保については、地域社会の安全安心に不可欠なものであることは言うまでもありません。

県警察といたしましては、防犯及び交通安全の両面から、自治体、関係機関、防犯ボラ

ンティア団体や地域住民と連携し、通学路の合同点検及び環境の整備・改善や危険箇所に関する情報共有、危険箇所の重点的なパトロールによる見守り活動等を推進してまいります。

また、特殊詐欺につきましては、5月末現在、被害件数11件、被害総額は約3,500万円という状況であり、被害者は、高齢者のみならず若い世代にまで拡大しております。この種の犯罪は、首都圏はじめ、全国を舞台として敢行されるものであり、その手口もますます複雑、巧妙化していることから、引き続き、金融機関等と連携・協力したタイムリーな広報・啓発活動に取り組むとともに、あらゆる法令を駆使した多角的な取締りなどを進めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙でございます。

本年5月末現在、殺人、強盗などの重要犯罪は認知件数18件、検挙率は111パーセントという状況でございます。

本年に入り、徳島市のブティックにおける強盗事件、鳴門市のコンビニエンスストアにおける強盗致傷事件等を検挙いたしました。引き続き、初動捜査の徹底等により、早期検挙に努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止でございます。

本年の県内の交通事故情勢は、発生件数、負傷者数ともに昨年同期に比べ減少しておりますが、死者数が12人増加の22人、うち高齢者が12人増加の16人で、その割合が約7割となっております。また、高齢ドライバーが第1当事者となる事故の割合も増加傾向にあることから、引き続き、高齢者の方々への安全対策を強化していく必要があるものと認識しております。

そこで、県警察といたしましては、関係機関・団体等と連携し、子供に対する安全対策はもとより、高齢ドライバーに対する指導・教育の充実、また、運転に不安がある方々の免許の自主返納のための取組の推進、さらに、悪質・危険な違反に対する指導取締り等の強化、交通安全施設の整備等、総合的かつ効果的な諸対策により、交通事故抑止に努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対処でございます。

昨年は、本県においても台風や集中豪雨により大きな被害が発生したところであり、各警察署におきましては、災害の発生が予測されるエリア等の把握に努めるとともに、発災時における初動対応が適切になされるよう、訓練等を重ねているところでございます。

また、今月28日からG20大阪サミットの開催に伴い、本県からも多数の警察官が特別派遣される予定となっております。県内の治安維持に間隙が生じることのないよう万全を期してまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化でございます。

県警察では、社会・治安情勢等の変化を踏まえ、限りある警察力を最大限に発揮するため、警察署再編整備等総合計画に基づき、各種施策を推進しております。

具体的には、来年4月の阿南、那賀両警察署の統合のほか、今議会には、運転免許センターの設置に向けた補正予算案についても上程する予定であり、現在、所要の準備を進めているところでございます。

また、施設面におきましても、民間ノウハウを活用したPFI手法により、徳島中央警

察署新庁舎整備の建築を開始したほか、駐在所施設の一括整備事業についても、既に6か所の供用を開始したところであり、引き続き、地域の安全・安心の拠点の整備を進めてまいります。

以上、県警察が取り組む主要施策について、御説明いたしました。

引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、令和元年度一般会計予算補正予算案等について、御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で2,600万円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から4番目に記載しております、自動車運転免許試験及び行政処分事務費として2,600万円を計上しております。

この経費は、阿南市及び阿波市への運転免許センター設置に伴い、システム改修等の環境整備を進めるためのものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

資料に記載のとおり、駐在所整備等PFI事業契約に係るものとして412万8,000円、徳島東警察署等PFI事業契約に係るものとして3,312万8,000円の債務負担行為の追加をお願いするものであります。

これらについては、本年10月から消費税率が10パーセントに引き上げられることに伴い、変更契約を締結する必要があることから、あらかじめ債務負担行為の議決を受けようとするものでございます。

最後に、6ページをお開きください。

平成30年度繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和元年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回資料に記載のとおり、警察施設のブロック塀の安全対策に掛かる経費として、管理運営費の6,503万9,106円、新元号に対応するシステムの改修経費として、自動車運転免許試験及び行政処分事務費の8,000万4,000円及び交通指導取締費の285万7,000円の繰越額が確定したものでございます。

以上、令和元年度一般会計予算補正予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北野生活安全部長

私からは、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

お手元の説明資料4ページを御覧ください。

本条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたこと等に鑑

み、徳島県警察関係手数料条例で定められている手数料のうち、一部の手数料の額を改めるものでございます。

改める一部の手数料の種類及び額につきましては、お手元の説明資料5ページの別表に掲げております、特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料など、計9種類でございます。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡崎首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

交通事故が3件でございます。

お手元の説明資料7ページを御覧ください。

1件目は、平成30年12月26日、徳島名西警察署員の運転する捜査車両が、渋滞した県道上で停止中、ブレーキペダルの踏み込みが十分でなかったことから、前方で停止していた相手方車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を13万9,135円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成31年3月20日、徳島名西警察署員の運転する捜査車両が、路上で右折しきれず後退してきた前の車を回避するため自車を後退させたところ、後続の相手方二輪車に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を1万7,319円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成31年3月25日、牟岐警察署員の運転する公用二輪車が、店舗の駐車場を走行中、コンクリート製の車止めに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万4,024円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

中山委員

本部長の説明にもありましたように、6月10日に交通機動隊の訓練を見させていただきました。本当にびっくりするようなテクニックで、防具は着けていますけれども、一つ間違えれば大事故につながるのではないかとという厳しい訓練の下に、我々の安全が守られているのではないかと思います。

皆さんの御労苦に感謝と敬意を表したいと思いますが、交通機動隊の人たちに対して、危険手当のようなものはあるのでしょうか。

岡田委員長

小休します。（10時47分）

岡田委員長

再開します。（10時47分）

中山委員

やはり厳しい訓練なので、隊員の人から、バイクが上に乗ってきたりしたときもあるというふうなことを聞いて、下手したらろっ骨を折ったり、半身不随になる可能性もあるわけです。だから、そういう人たちに対して、できる限りの手当をしていただきたいという要望でございます。よろしくお願ひします。分かれば、また教えてください。

先ほど、北野生活安全部長から説明を頂きました、手数料の値上げに関して、特に我々市民の生活に直接関係のありそうな、道路使用許可及び車庫証明の申請に対する審査手数料の引上げ100円ですけれども、この引上げの理由というのは、このままにできなかったのかどうか、どうして引上げをするようになったのか、お聞きしたいと思います。

高橋会計課長

今回、警察関係の手数料条例という形で、風俗営業等や交通関係の9本について、提出させていただいているところでございます。

手数料は、御覧のとおり、特定の行政サービスに関しまして、その対価として、公務員が要する人件費・物件費の相当額を徴収している事務であります。手数料の額は条例で定めているのですけれども、例えば今回提案の風俗営業等のように、政令に標準額が示されているものもあれば、自動車の保管場所、車庫であるとか、県独自に手数料を定めているものもございます。

今回、標準額を示しているものは消費税増税に伴うものでありまして、それ以外のもの、自動車の保管場所であるとか道路使用は県単位で見直しているのですけれども、専ら県の予算編成方針等でも3年ぐらいで見直すことが示されております。今回、上程している道路使用許可と車庫証明は、平成26年以降改定をしておりませんが、この度、人件費等の見直し、上昇などに100円の増額をお願いしているものでございます。

中山委員

車庫証明は、車を購入するときに車屋任せで分からないところが結構あると思うのですけれども、この道路使用許可や車庫証明というのは、年間にどのくらいの申請数があるのでしょうか。

住友交通企画課長

道路使用許可申請、自動車保管場所証明申請の過去3年間の申請件数でございます。

道路使用許可申請は、平成28年度が3万1,557件、平成29年度が2万9,274件、平成30年度が2万8,595件でございます。車庫証明申請につきましては、平成28年が3万9,680件、平成29年が4万861件、平成30年が4万1,339件で、道路使用許可は3万件前後、いわゆる

車庫証明は4万件前後の申請件数となっているところでございます。

中山委員

結構な件数が出されているのですが、申請の手続は難しいのですか、どういうふうな流れになるのでしょうか。

住友交通企画課長

道路使用許可につきましては、警察署におきまして、申請書と道路の使用形態が分かる書類を受理した後、提出書面の審査、現地調査などを行った上、交通に支障がないと認められた場合、許可条件を付した上で、許可証を交付するものであります。

いわゆる車庫証明につきましても、警察署において申請書と保管場所の位置などに関する書類を受理した後、提出書面の審査と現地調査を行って自動車の保管場所が適正に確保されていると認められた場合に、証明書を申請者に交付しているものでございます。

中山委員

道路使用許可は、イベントを行う際にも出さなければいけないと思うのですけれども、2年ほど前に秋田町で阿波おどりをしようというような会があった時に、間違いかもしれませんが、道路使用許可を得られなかったというふうなことを聞いたことがあります。

道路使用許可というのは、道路を一時的に使用するとき、どういう場面で出さなければいけないのか。また、どういう判断基準があるのかを教えてくださいと思います。

住友交通企画課長

道路使用許可が必要となりますのは、道路交通法第77条第1項に定めがありまして、工事又は作業を行う場合、工作物の設置、露店・屋台などの出店、祭礼行事など様々であります。

その許可の判断につきましては、道路交通法におきまして、現に交通の妨害になるおそれがないと認められるとき、許可条件に従って行われることによって交通の妨害になるおそれなくなると認められるとき、現に交通の妨害になるおそれがありますが、公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められるとき、警察署長は当該申請につきまして許可しなければならないとの規定がございます。道路使用の形態は、工事によるものや祭礼行事など様々でありまして、これらの判断は画一的なものではなく、道路の使用により交通に与える影響を個別具体的に判断しているものであります。

したがいまして、警察署におきましては、道路使用許可の必要の有無や申請の手続について、御不明な点がありましたら、あらかじめ相談等に応じるなどの対応に努めているところでございます。

中山委員

うちの地域でも、秋祭りのときにみこしが巡回しているのですけれど、かなり小松島警察署の皆さんには御迷惑をお掛けしているところがあるのですが、伝統文化の継承という

ことから、祭りをずっと続けていくということは、地方創生にもつながってくると思います。若者の定着にもつながるし、なかなか今、担ぎ手もない状況でございまして、それに対して、いろんな安全計画等は必要だと思いますけれども、いろんな規制がかかったのではなかなかできないところがある。

また、100円といえども県民に直結するお金でありますので、できるだけ据え置くようなことも考慮し、今回は仕方ないのかもしれませんが、たった100円というのではなく貴重な100円なので、その辺のところをしっかりと考慮に入れていただきたいと思います。

それと、先ほど申しましたように、車庫証明は、皆さん多分そうだと思うのですが、出したことがないので分からないわけです。やはり、こういうふうに上がりますよということを、100円ですけれども、しっかりと周知するべきだと思いますが、今後どのような周知の仕方をされますか。

住友交通企画課長

道路使用許可や車庫証明の申請につきましては、工事関係者や自動車販売業者が多くを占めているところでございます。手数料改定の施行前には、それら業界団体に対する説明に努めるほか、警察署の窓口での周知、県警察ホームページへの掲載など、各種警察活動を通じて、広く県民へ周知を図っていくこととしております。

中山委員

是非、きちんと皆さんが分かるように、納得がいくように周知をしていただいで、道路使用許可と車庫証明の申請件数が7万件ということは、単純計算で700万円くらいに上がり、結構金額が大きくなりますよね。どういう使い方をされるか分かりませんが、警察活動に活用し、より地域の治安を守るために努力していただけるようになるかと思っております。それは、今は聞きませんが、先ほども申しましたように、地域のイベント、事業に対し、工事のときの道路使用許可もしかり、工事があることによって経済が循環する、地元の祭りがあることによって地域のきずなが生まれてくるというふうなことにもつながってきます。できるだけ柔軟な対応を、弾力的に許可していただけるように、いろんな規制をかけないように、当然に安全が最優先だとは思いますが、その辺のところをしっかりと考慮していただきたいとお願いをして終わります。

高橋会計課長

冒頭に頂きました、交通機動隊等の手当でありますけれど、高速道路における車両の運転や白バイの乗車は、日給ですけれども1日に560円支給と、条例に定められております。

岩佐委員

私から、2点ほど質問させていただきたいと思います。

一つ目は、今回提出のありました補正予算に関することです。

その前に、先日、運転免許センターを拝見させていただきました。初めて中に入って、

多言語化であったり、親子スペースの確保等、かなり利用される方に配慮しているというふうな感想を持ったところです。

今回、先ほども補正予算の説明の中で、運転免許センターの整備事業に伴う経費というような説明があったのですが、もう少し、その内訳について教えていただけますか。

高橋会計課長

今回、提出を予定しております、補正予算案の内容であります。

この中で、冒頭、理事官のほうから説明しましたが、運転免許センターの整備内容であります。徳島市大原町から現在の松茂町の場所に移転しまして、その際に様々なサービスの拡充を図ったところでもありますけれども、アンケート等々を警察署の窓口等で行った時に、より近い場所で即日交付を望むとの声が非常に強くございました。その後、県南部や県西部、中央部も含めまして、どこが良いのか等をいろいろ検討しました結果、阿南市及び阿波市への整備を決定したところでもあります。

今回の補正予算案につきましては、阿南市、阿波市への運転免許センター整備に係る備品等の経費が750万円、それと運転免許管理システムと言いまして、即日交付するためにそのエリアに機器を設置するシステムの整備が要りますけれども、このシステムの改修に掛かる経費1,850万円を合わせた2,600万円の経費を計上しているところでもあります。

岩佐委員

中のシステムであったり、備品購入の補填というような内容ですけれども、やはり、私も阿南市でありまして、運転免許センターが平成26年に松茂町に移って、即日交付ができると。ただ、阿南市にいる者としては、即日交付を受けようと思えば、松茂町まで行かなければいけなかったということもあって、前回、私も免許更新を阿南市でしたわけですが、そういう面から言えば、即日交付ができるという利便性が高くなるということは、一住民として大変喜ばしいことだと思います。

今回の予算の中で、阿南市、阿波市にそれぞれ設置するということですが、それらの開所、そこで即日交付ができる時期、見通し等が分かれば教えていただけますか。

船本企画課長

運転免許センターの開所時期についてでございます。

阿南市と阿波市に設置を予定しております運転免許センターにつきましては、令和2年度中の運用開始に向け、関係機関・団体等との調整、それから機器の準備等を行っているところでございます。

岩佐委員

令和2年度中ということなので、いつという詳しい日程はまだ分からないということでしょうけれども、やはり住民の利便性ということを考えれば、できるだけ早い開所というか、開始をしていただきたいと思います。と思っております。

先ほども述べたのですが、今までは松茂町の運転免許センターで即日交付が受けられる、その他に関しては、更新事務を行っている警察署で更新をする、また、後日取り

に行くというようなことで、即日交付と後日行くという形の二択であったかと思えますけれども、阿南市と阿波市に運転免許センターが設置された後は、今の運転免許センターと阿南市と阿波市において即日交付ができる形になろうかと思えます。それも含めて、今後の免許更新事務というのは、どのような形で行われていくのでしょうか。

船本企画課長

運転免許センターの開所後の県下の更新事務が、どのように変わるのかという御質問でございます。

運転免許センターは、繰り返しになりますけれども、県民の方々から寄せられました、より近くで即日交付をという声に応えるべく、関係機関・団体と協議を重ねてきたものでございます。

現在、運転免許更新事務を行う窓口でございますけれども、七つの警察署と四つの分庁舎、それと松茂町の運転免許センターの12施設で行っております。警察署と分庁舎につきましては、更新受付から新しい免許証の交付までに1か月程度時間を要する、いわゆる後日交付でございます。運転免許センターは、全ての手続がその日に完了する即日交付でございます。

新しく設置いたします阿南市、阿波市の運転免許センターは、即日交付ということで諸準備を進めておりまして、両センターを開設いたしました後は、後日交付をしている七つの警察署と四つの分庁舎の免許更新窓口を、松茂町と阿南市、阿波市の三つの運転免許センターに集約する予定で進めております。

岩佐委員

今までは、松茂町の運転免許センターを入れて12か所、そのうちの即日交付が松茂町の1か所を3運転免許センターに集約するということが、残り分庁舎を含めた9か所では、後日交付もやめるという形で理解していいですか。

船本企画課長

委員御指摘のとおりでございます。今ある七つの警察署と四つの分庁舎で行っております免許事務は、それぞれの運転免許センター、いわゆる三つのセンターに集約する予定でございます。

岩佐委員

即日交付できるのは本当に有り難いことですが、阿南市、阿波市という若干、県西部・南部においての即日交付の運転免許センターが出来たわけですが、それよりもまだ遠いような所で、今まで後日交付ができていたような所に対しては、何か利便性の確保はあるのでしょうか。

船本企画課長

委員御指摘のとおりでございます。これまでの議会におけます、いろんな御議論を頂いたこともございまして、それらを踏まえまして、何かフォローアップをということでご

ざいます。

阿南市、阿波市の運転免許センターが開所しました後は、先ほどの繰り返しになりますけれど、三つのセンターで更新を行うとしておりますけれど、これに加えまして、センターから遠隔地の中山間地域にお住まいの方、特に高齢運転者の方の御負担を考えまして、全国でも例のない出張型の更新手続の実施に向けて準備を進めているところでございます。

県警察では、限られた体制の下、行政サービスの向上のためには機能の集約化が必要不可欠であるという認識をしております。しかしながら、これまでも県民の方々のニーズに応じた見直しを進めておりまして、今後も県民の方々のニーズに沿ったサービスとなるよう、不断の見直しを進めていくつもりでございます。

岩佐委員

遠隔地においては、出張型で対応するというようなことであつたのですが、出張型といつても随時というわけでは多分ないかと思ひます。そういう面でも、これから検討いただいて、利便性を確保していただきたいと思ひております。

また、阿南市と阿波市に新しい運転免許センターが出来るといふことで、更新に来られた人の利便性の確保という意味においては、今の松茂町にあります運転免許センターのような形で、多言語化であつたり、授乳室の確保であつたり、親子スペース等、いろんな視点を取り入れて充実を図っていただきたい。そして、できるだけ早い時期での開設を要望したいと思ひております。

それと、もう1点ですが、緊急といつたことで、子供の見守りに関して少しだけ質問させていただきたいのですが、先般5月末に川崎市において、児童やその保護者が殺傷される事件が発生しました。やはり、子供を見守る活動の強化といふのは必要だと思ひておりますし、私も子供を持つ親の一人であります。特に、通学する時は、子供は集団で登校していくこともあり、また帰りは、逆に一人で帰る場合もあろうかと思ひます。そういう面でも、見守りは重要ではないかと思ひている次第であります。

また、昨年にも新潟市で下校中に女児が殺害されるということもありましたけれども、こういった子供の見守り活動における、警察の取組の現状を教えてくださいませんか。

西岡生活安全企画課長

今、委員からお話にありました、子供・児童の通学路における安全確保につきましては、地域社会の安全・安心には欠かすことのできない極めて重要な問題・課題として考えているところでございます。

県警察におきましては、不審者情報や合同点検などで把握された危険箇所を踏まえての登下校時間帯における警察官による警戒やパトロール、小学校などにおける防犯教室や訓練の開催、学校や地域住民などに対する不審者情報の提供、更には不審者に対する職務質問の強化などに取り組んでおり、犯罪の未然防止を図っているところであります。

また、子供の安全確保につきましては、地域社会全体で未然防止に取り組むことが重要と考えており、学校や自治体、防犯ボランティア団体などの方々と連携をとりながら、地域連携の場を設け、協議を行つたり通学路のパトロールを実施するなど、子供の見守り活

動に当たっているところであります。

引き続き、自治体や学校、保護者、防犯ボランティア団体の方々と連携をとりながら、子供の安全確保に当たってまいり所存でございます。

岩佐委員

不審者にしても、いろんな危険箇所というか、不審者の出没しやすい場所というのも多分あるかと思えますけれども、特に人目が多いと、不審者も警戒することがあるかと思えます。警察としても、パトロールを強化しているということですが、それと防犯ボランティアの話、地域を挙げてというような話もあります。

警察の方も、5月の事件の後は、登校であつたり児童が多い所には、パトロールで見守っていただいていると思えますけれども、手薄な部分も出てくると思えます。一人で通学しているような所は、当然一人一人に張り付くわけにはいかないとします。そういう意味でも、先ほど説明にありました、防犯ボランティアの方々の力を借りるとするのが重要になってくるのではないかと考えております。

そこで、県内にそういった防犯ボランティアの団体、たくさんあるかとは思いますが、その件数を把握していたら教えていただきたいのと、活動内容等について、分かる範囲で御説明ください。

西岡生活安全企画課長

県内におきましては、刑法犯の認知件数が15年連続で減少するなど、治安回復の兆しが見られるところでありますが、その要因の一つとして、防犯ボランティア団体の方々の積極的な自主防犯活動が挙げられると考えております。

県警察では、平均して月1回以上の防犯活動実績があり、構成する方が5人以上の団体を、いわゆる防犯ボランティア団体として把握しておりまして、平成30年末現在で約380団体、構成する方々が約1万人おおいでになりまして、この方々に御協力いただいているというところであります。

それら団体の方につきましては、それぞれの担当区域におかれまして、防犯パトロールや危険箇所の点検、先ほどお話にもありましたように登下校時における子供の見守り活動などを積極的に取り組んでもらっているほか、警察との合同によるパトロールや防犯キャンペーン、少年の非行防止活動、防犯教室の開催など、安全で安心な地域づくりに多大な御協力を賜っているところでございます。

岩佐委員

県下で防犯ボランティア団体と認めているのが380団体、1万人ほどの方が活動していただいている、1万人分の目が光っているということが、治安が改善している要因の一つではないかということですが、今の防犯ボランティアの定義からいえば、小学校や中学校のPTAの見守り活動は、これには入っていないということですか。

西岡生活安全企画課長

ボランティア団体の構成員の方の種別を見ますと、一番多いのが地域住民の方、続

きまして職域や事業所，それから町内会，自治会等々とつながっておりまして，地域住民の中にPTAの方が地域での活動ということで入っているところもあるのではないかと認識しております。

岩佐委員

今の一部入っているのではないかとということと，団体にはカウントされていないけれども，そういった見守り活動をされている方もたくさんいるのではないかとというふうに思います。私の地元にも，たくさん団体がありますし，自警団の方もいらっしゃいますし，青色防犯パトロールでの巡回等に当たっていただいているのが，治安改善には大きな力になっていると思うのですけれども，そういった防犯ボランティア団体に対しての支援は，どのような形になっているのでしょうか。

西岡生活安全企画課長

警察におきましては，地域における犯罪の防止を図る責務を有しておりますが，その効果を上げるためには，先ほど来おっしゃるとおり，防犯ボランティア団体の活動に当たる皆様方の支援をし，その活性化を図ることが重要であると思っております。

その中で，県警察では，防犯ボランティアの方々に対する活動支援としまして，防犯パトロール等実施者に対する講習会の実施や自主防犯活動の手引きの作成・配布，先ほど来出ております不審者情報や防犯情報の提供，また警察との合同パトロールや防犯教室の開催，それから昨年末に開所しました，とみおか交番に設けております警察と防犯ボランティア団体との連携促進の場としてのコミュニティルームの提供などに取り組んでおります。

また，青色防犯パトロール団体に対しましては，車両ドアに貼付するパトロール中と書かれましたマグネットプレートやフラッシュボタンと言います物を貸し出しているところもございますし，昨年度には，県内の青色防犯パトロール実施団体15団体に対しまして，ドライブレコーダーを提供するなど，物品面での支援も行っているところでございます。

さらに，学業を本分にしております大学生ボランティアに対しまして，今年5月から活動を開始いたしました，青チャリ子ども見守り活動に使用する自転車やヘルメットなど，公益社団法人徳島県防犯協会の支援を得まして交付しているところでございます。

今後とも，関係機関・団体と連携しまして，地域住民等による防犯ボランティア活動に対する支援に取り組んでまいり所存でございます。

岩佐委員

いろんな支援の形もあろうかと思えます。講習会であったり情報提供というのは当然に，防犯ボランティアと警察が連携していくということでは，更に密にしていきたい。ただ，片や防犯ボランティアという，飽くまでもボランティアということにはなるのですけれども，青色防犯パトロール等が活動するにおいても，ガソリン代や車検等いろんなことをボランティア団体から出していくのは厳しいところもある。そういう意味でも，たくさんの方に賛同していただけて支えていただいているというふうな現状もありますので，物品というのもあるかとは思いますが，何らかのサポートをしていっていた

だきたいと思っています。

重ねてになりますけれど、連携していくということが一番重要で、警察のパトロールで行けない所を補っていくというのが防犯ボランティアの形であろうかと思っておりますので、しっかりと連携し、他県で起こったような痛ましい事件等が起こらないように、今後、警察としてもパトロール等を強化して治安を維持していただきたいと、要望して終わります。

達田委員

先ほど御説明いただきました資料で、4ページ、5ページにわたる手数料関係ですが、中山委員からかなり詳しくお聞きになりましたので、この点について少しお尋ねしたいのですけれども、交通関係につきましては件数等を詳しく述べていただきました。

その上の交通関係以外の手数料で、余り聞いたことがないような手数料が並んでいるのですけれども、徳島県に全部関係しているのか、関係している部分はその手数料なのか教えていただけますか。

高橋会計課長

全て徳島県に関係するものではございますけれども、実態的には、特定遊興飲食店営業等、過去5年を見まして申請のないものもあります。

件数で言いますと、説明資料の上3段は過去5年間はありません。猟銃等講習会受講手数料は、年間60件から80件前後あります。歳入で言いますと、約40万円から50万円です。猟銃操作等技能講習手数料も70件、80件程度ありまして、年間100万円弱の歳入になります。年少射撃資格講習会受講手数料は30件程度ありまして、年間おおむね30万円弱の歳入が入ってきております。機械警備業務管理者講習手数料については、過去5年間実績はないという状況でございます。

達田委員

そうしたら、この全ての手数料において、例えば100円とか高いものでも1,000円ぐらいになっているのですけれども、全部合わせて増収はどれだけ見込んでいるのですか。

岡田委員長

小休します。（11時27分）

岡田委員長

再開します。（11時29分）

高橋会計課長

件数等出ますけれど、少々計算に時間を頂きたいと思っております。

達田委員

先ほどお尋ねにあった中では、平成28年、29年、30年と実績が出ているわけですから、

その平均値を掛けたくらいではないかと思えます。この増収分、1件当たり100円とかになりましても、先ほどの御説明では、消費税増税に関してというようなこともありました。もし、消費税増税を行わないとなった場合、こうした手数料はどういうふうになるのでしょうか。

高橋会計課長

先ほど、中山委員のところでも答弁しましたがけれども、政令の標準額は消費税増税に伴うものが主たるものでありまして、増税されなかったという仮定の話では答弁が困難でありますけれども、手数料行政は、警察関係のみならず県全体の問題であります。これについては、仮定でありますけれども一般論として、そういうことがありましたら県全体で所要の見直しが必要になると考えております。

達田委員

意味がよく分からなかったのですけれども、分かりやすく説明いただけますか。

高橋会計課長

消費税の増税を根拠とするものであれば、例えば2月議会で議決を受けているものもあるかと思えますけれども、そういうものも含めまして県全体に必要な見直しはあるのではないかと考えております。これは、警察関係の手数料のみならず、手数料行政は県全体の問題でありますので、当然に知事部局等とも横並びで調整をする必要があるのではないかと考えております。

達田委員

これまで私どもは、手数料であれ、使用料であれ、県民の負担が増大するものについては、よく考えるべきだという立場を取ってまいりました。どういうふうな状況になるかというのは今、分かりませんが、計算してみましても、たくさん増収が見込めるというようなものではないと思うのです。ですから、据置きをしていただいて、県民負担が増大しないように、是非お願いしておきたいと思えます。

それと、もう1点お尋ねしておきたいのは、職場環境に関わることですので、緊急案件としてお尋ねしたいのですけれども、5月23日付けの徳島新聞で、徳島新聞の記者に暴言を9か月続けていたというような記事がございました。そして、徳島県警察が男性警視51歳を、本部長注意処分としたという記事ですけれども、これは相手が新聞記者で外の方だったのでこういう処分をされたということですが、もしこれが内部の方、部下であったらどういうふうになっていたのでしょうか。

岡崎首席監察官

本事案は、警察署に勤務する男性警視が、去年の5月から本年1月頃にかけて複数回、男性記者の方に対して不適切な言動をしたものであります。警視を5月22日に本部長注意としたところであります。

これは、委員からもお話にありましたように、部外の方でございます。本県警察が規定

するハラスメントの防止に関する訓令におきましては、職員間に関する不適切な言動を行うことをパワーハラスメントと規定しております。したがって、今回の行為をパワーハラスメントと同等視される不適切な言動と認めたものでございます。

したがって、部内の者でありますと、パワーハラスメントに該当するということでございます。

達田委員

毎日の職場関係の中で、部外の方にそういうきつい言葉で言われていたということですね。記者の方に、頭が悪いのか、同じことを何回も聞くなとか、もう記者を辞めたらなどと発言をして、怒鳴り声を上げたり、ファイルを机にたたきつけたりしていたということですね。もしこれが職場内でこういうことが毎日あったら、とても働く環境というか、もう仕事が嫌になりますよね。内部の方に対してはどのようなのですか、大丈夫だったのですか。

岡崎首席監察官

今回の事案につきましては、事案が発覚して関係者への聞き取り等、必要な調査を行い、不適切な発言があったと認めたものでございます。

達田委員

内部であれ外部であれ、人権尊重ということが第一に守らなければいけないことだと思います。私は、この記事を読みまして、何年か前にセクシャルハラスメント、あるいはパワーハラスメントというようなことで、この場で質問させていただいたと思います。その時に、内部でどのような教育、啓発が行われているのかということの問題にしたいのですけれども、やはり働きやすい職場、また周りに対しても不快な思いをさせないで働くためにはどうしたらよいかということで、きちんと教育や啓発等を行ってきているのではないかなと思うのですけれども、その状況はどのようなのでしょうか。

船本企画課長

これまでの職員に対する指導状況はどのようなかという御質問でございます。

幹部職員に対しましては、あらゆる機会を捉えまして、繰り返しハラスメントの防止のための教養を実施しているところでございます。具体的には、警察署長会議などの各種幹部会議での指示のほか、警察署への巡回教養等を実施しているところでございます。このほか、人権問題等に詳しい外部講師をお招きいたしまして、ハラスメント防止に関する研修会などを開催しているところでございます。

達田委員

その研修会は、年何回行っているのでしょうか。

船本企画課長

外部の方を招へいしての研修会の開催でございますけれども、毎年、複数回行っております。ただし、年によってはばらつきがございますので、一定の数ではございませんけれども

も、複数行っているということでございます。

達田委員

私は、啓発や教育をしていただきたいというときに、一般の職員の方、新入職員の方にはどんどん啓発をするけれども、上に立つ方、幹部の啓発、教育に余り目を向けられていないのではないかと指摘させていただきました。上に立つ方が、自分の仕事の内容をきちんと押さえた上で、自分の言動がどれほど周囲に影響を与えるかというようなことをしっかりと認識していただいて、対応していただきたいと思うんです。

そういう点で、年に1回だけ、2回だけという状況で、いけるのかと不安に思うのですが、やはりこれは、こういうことを言ってはいけませんよというだけでは駄目なので、やはり気持ちです。本当に、働きやすい職場づくりということできちんと自覚して認識できているかどうかに関わっていますので、言葉を捉えてこんなことを言ったら駄目、あんなことを言ったら駄目、それだけでは駄目だと思います。

ですから、幹部職員さんは大変な立場にあると思うのですが、この指導状況をもう少し濃い内容で研修等を進めていく必要があるのではないかと、思うのですが、その点はいかがでしょう。

船本企画課長

正に、職員の意識改革は非常に重要な課題でございます。今回の事案を受けまして、各種幹部会議におきましては、ハラスメント防止について改めて指示を行っております。そのほか、幹部職員を対象といたしまして協議を行うなどいたしまして、再発防止に向けた取組を実施しているところでございます。

また、外部の方の知見と言いますか、そういったものを多く取り入れる必要があると認識しておりまして、幹部職員を対象といたしまして、今週の月曜日にハラスメント防止の研修会、これは人権擁護委員の方に来ていただきまして実施いたしました。それと、日本アンガーマネジメント協会の講師の方をお招きしまして、アンガーマネジメント講習、具体的に怒りをコントロールする方法等の講習ということで実施しました。

今後とも、これまでの取組を一層推し進め、幹部をはじめとした全職員に対する指導・教養を繰り返し徹底をするなどし、意識改革を図り再発防止に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

今回、たまたま新聞記者さんだったということで、職場で話題にして、とんでもないということになったと思うのですが、一般の方もいろんな用件でおいでるかと思えます。また、相談などでお見えになる方もいらっしゃると思うのですが、職場での職員、それから外部の方、そういう方がいろんなハラスメントを受けた場合に、どこに言っていったらいいのか、こういうシステムがあるのでしょうか。

船本企画課長

ハラスメントの申告に係るシステムの御質問でございます。

警察本部や警察署にハラスメント相談員とハラスメントホットライン担当者を配置しております。相談の受理や相談者に対する助言等に当たらせているところでございます。

また、これら相談員等の配置のほか、もっともな話ですけれども、幹部職員に対しまして、各種会議や研修会におきまして、部下職員が相談しやすい風通しの良い職場づくりに努めるよう、改めて指示をしているところでございます。

達田委員

こうした問題は忘れた頃に出てきて、次々とかいいう所で言わなければいけないというのも残念な思いですけれども、再発防止をきちんと行っていただきたいということと、再発防止はそれぞれ皆さんの心の問題でもありますので、人権問題、そして人権意識をしっかりと高めるといふ思いで取り組んでいただきたいと是非お願いをして、もう二度とかいいうふうなことが出てこないようお願いしておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

高橋会計課長

失礼しました。達田委員から冒頭、御質問のありました手数料の増収に係ることですけれども、交通関係、道路使用や自動車保管場所は、中山委員からもお話にありました約700万円になります。生活安全関係は、増収分だけ言いますと四、五万円程度であります。

扶川委員

今、達田委員が議論された中で気になることがあったのでお尋ねしますけれども、この前に視察へ行った時に、交通機動隊の方が、厳しい声を掛けますけれどもこれは安全保護のためにどうしても必要な声掛けなので、お聞き苦しいこともあるかと思っておりますという説明がありました。実際にスタートした途端に、1台スリップして倒れましたけど、すごい危険なことをやられているから、軍隊なども一緒でしょうけれど、ある程度、厳しい物言いというのは避けられないのだらうと思っております。

そういう点では、一般の職場とは違う警察ならではの風土なり必要性というのがあると思うので、何がパワーハラスメントで何がそうでないのか、教育的指導なのかということ、きちんと定義したものを作って徹底していくというのが必要ではないかと思うのですけれども、そのあたりのお考えはどうですか。

船本企画課長

ハラスメントの定義といたしますか、御質問でございますけれども、冒頭、首席監察官から達田委員の御質問にお答えしましたが、訓令を定めておりまして、その中に規定しております。

扶川委員

では、また後で資料を下さい。具体的に書いてあるわけですね。そういうのに基づいて、先ほど窓口の話がありましたけれども、実際にどの程度、相談が寄せられているのです

か。

船本企画課長

相談の件数でございます。平成25年からの統計がございますけれど、平成25年から現在まで24件の相談を受理しております。

扶川委員

なかなか内部で声を上げていくことは勇気が要ることなので、それによって不利益を被らないような対応という、当然、こういう窓口では一番大事なことだろうと思うのですが、できるだけ結構ですから、どういう相談が寄せられていたのかということも勉強してみたいと思うので、資料提供を頂きたいと思います。

それで、別のことをお尋ねいたします。所管委員会でもお尋ねしましたが、保育園の散歩時に大きな事故が起こったことをきっかけに、安全対策が大丈夫かという注目が集まりましたけれども、危険箇所を把握する上で、警察官という交通安全のプロの目を生かして保育園と連携して点検を進めてはどうかということでした。

今、県内に保育園がどれくらいあって、それぞれの保育園や登園時のコース、散歩のコース等について、把握と点検の状況を教えてください。

住友交通企画課長

県警察におきましては、これまでも小学校の通学路などにおける安全点検を適宜実施してきたところであります。滋賀県大津市の交通事故を受けまして、保育所関係者や道路管理者などと連携し、保育所の散歩コースも含めた保育所周辺における危険箇所の点検を進めているところであります。

県内におきまして、216の認可保育施設を把握しております。このうち23施設の園児の散歩コースなど、94箇所の点検を実施したところであります。

扶川委員

できるだけ、時間が掛かっても全ての保育所でやるという方向で進めていただきたいと思いますのですが、今後、そのように進めていただけるかどうかお尋ねしたいと思います。

住友交通企画課長

現在、保育所関係者や道路管理者と連携し、園児の散歩ルートはもとより、歩道上の安全対策が必要と認められる交差点や地域住民などからの意見、要望がなされている箇所について、優先順位を定めて点検を実施しているところであります。

これら点検は、警察の対応だけでは実効性が伴わないことから、引き続きまして関係機関などと連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

この間、駐在所の開所式に行かせていただいて、なかなか良い立派な施設ができたと感じ

じましたが、警察自身の施設についてもお尋ねしたいと思います。

維持管理の業務をPFIでやるということですが、一括発注をするメリットはどこにあるのか、説明してもらえますか。

高橋会計課長

今回、民間資金、民間知見を活用したPFIという形で、警察署の整備等を進めております。当委員会でも御議論いただきましたけれど、PFI事業は専ら、いろんなスタイルがありますけれども、我々がやっている事業は、設計・建築・維持管理を包括して行うものでありまして、設計段階、建築段階から維持管理に配慮した整備がなされるほか、建築後も適切な点検に基づく修繕や更新、また近年、施設の長寿命化ということが言われておりますけれども、これに要するコスト、これはライフサイクルコスト、LCCと言いますけれども、そういうものの低減や計画的な修繕につながるものであり、従来の公共施設の維持管理の弱かった部分をフォローしていこうという考えであります。

扶川委員

PFIという新しい試みを見ると、それが本当に大きなメリットを生むのかどうかということを、経費面、それから維持管理がきちんとできているかどうか、具体的に見ていかなくتهはいけないと思います。これからなので、また情報提供を頂きたいと思います。

それから、ブロック塀についてお尋ねします。小学校のブロック塀の点検等、自治体の中で、危険箇所がいっぱいあるという話が出ましたけれど、警察施設のブロック塀の点検補修の状況について、教えてください。

高橋会計課長

県警察が管理する施設は非常に多くございまして、警察署、交番・駐在所、それと職員の宿舎で228施設ございます。そこで、昨年のお阪における小学生がブロックの倒壊により死亡した痛ましい事故を踏まえまして、全庁的に補正予算を計上し、ブロックの安全対策をしております。228施設のうち、112施設にブロック塀を設置してあります。ブロック塀は3面、4面という形で設置しておりますので、箇所数でいうともう少し多いのですけれども、施設数でいうと112施設あったところであります。

そこで、緊急対策を昨年の9月補正で計上していただきまして、これらブロックのうち、早急に対処が必要なもの、また施設数が多いものですから若干時間が掛かっておりますけれども、昨年度におおむね完了してはいますが、一部できてないものにつきまして、今年度予算に繰越しをしていただき、対策を図っているという状況であります。

扶川委員

数字的なことで、すっきり頭に入らなかったのですが、112施設中、危険なブロックがどのくらいあって、どのくらい済んだかというのを教えてください。

高橋会計課長

若干重なります。と申しますのも、箇所数では、例えば1施設につき1面、2面、3面

と箇所数が多くある場所もあれば1か所だけの施設もあります。そこで、施設数で申し上げますと、ブロック塀112施設のうち緊急に必要なものが、これは目視点検の結果、倒壊の危険性があるもの、また壁の高さとか、控え壁と言いますけれど、建築基準法に適合しないものにつきましては25施設ありまして、早急に対応したところであります。

次に、今言った建築基準法に不適合であるのですけれど、直ちに道路に面してないもの、これは駐在所施設や裏が雑木林であったり、また民家であっても畑であったりというのがありますので、緊急性を要しないものが33施設あったということです。この25施設と33施設というのはおおむね昨年中に終了しております。

最後に、繰り越した大部分は、94施設ありますけれども今年度中に、既に調査も完了しております、現在所要の対策を実施中ということでもあります。

扶川委員

早急に終了していただきたい。

最後に、この前、運転免許センターに行きまして、ドライブの模擬体験、それから反射神経をテストする機械を拝見しましたが、自分の運転の技能に不安を覚えるくらい、なかなかチェックの厳しい装置でした。ああいう物を、例えば今度造られる運転免許センターに置いたらいいのではないかと思うのですけれど、置くことになっているのですか。あるいは、この本庁の建物などに置かせていただけるように申し入れたらいかがかと思うのですが、どうでしょう。

高橋会計課長

運転シミュレーターは非常に高価なものでありまして、現時点においては設置するという考えはありませんけれども、現在、高齢者講習等々が非常に問題になっていまして、自動車学校のほうでも、実車講習の代わりにシミュレーターを使った講習を進めている所もあります。

現時点において、運転免許センターで整備するという考えはありませんけれども、今後必要があるのであれば、時代のニーズに応じて検討してまいりたいと思います。

扶川委員

効果的な装置だと思いますので、命には代えられないので是非前向きに検討していただきたいと思います。

船本企画課長

失礼します。先ほど扶川委員から、資料の提供要望がございましたハラスメントの相談内容についてでございますけれど、個人のプライバシーの関係もでございます。

それと、この委員会における資料提供要望ということでございますので、後に委員長等にお諮りいたしまして対応したいと思います。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時56分）